

リスク管理債権の状況

1. 破綻先債権・延滞債権に対する担保・保全及び引当金の引当・保全状況

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
破綻先債権額 (A)	90	139
延滞債権額 (B)	1,716	1,893
合 計 (C)=(A)+(B)	1,806	2,032
担保・保証額 (D)	952	1,245
回収に懸念がある債権額 (E)=(C)-(D)	854	787
個別貸倒引当金 (F)	854	787
同引当率 (G)=(F)/(E) (%)	100.00	100.00

2. 3カ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
3ヶ月以上延滞債権額 (H)	—	—
貸出条件緩和債権額 (I)	280	207
合 計 (J)=(H)+(I)	280	207
担保・保証額 (K)	140	158
回収に管理を要する債権額 (L)=(J)-(K)	140	48
貸倒引当金 (M)	—	48
同引当率 (N)=(M)/(L) (%)	—	100.00

3. リスク管理債権の合計額

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
リスク管理債権の合計額 (C)+(J)	2,087	2,240

- (注) 1. 「破綻先債権」(A)とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
- ①会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
 - ②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
 - ③破産法の規定による破産の申立てがあった債務者
 - ④商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者
 - ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
2. 「延滞債権」(B)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
3. 「3カ月以上延滞債権」(H)とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」(I)とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. なお、これらの開示額(A、B、H、I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6. 「担保・保証額」(D、K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7. 「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表に記載した金額ではなく、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金のうち、3カ月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引当てた額を記載しております。